

国土交通省令第 号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十九号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条の二第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令を次のように制定する。

平成十五年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第十五条の二第一項前段の規定により、特定建築主は、建築をしようとする特定建築物の工事の着手の予定の日の二十一日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を所管行政庁に提出しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 特定建築物の名称及び位置
- 三 特定建築物の工事種別
- 四 特定建築物の床面積の合計及び用途（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途）
- 五 特定建築物の工事着手予定年月日
- 六 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容
- 2 前項の届出書には、同項第六号に掲げる事項に関する書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 特定建築主は、第一項各号に掲げる事項を変更したときは、速やかに所管行政庁に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十

五年四月一日）から施行する。

（届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正前の法第二十五条第四項の規定により報告を求められておらず、かつ、この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主は、本則第一項の届出書を速やかに提出しなければならない。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第十四号の二中「工場に係る措置（下水道及び建築士に関するものに限る。）及び建築物」を「下水道及び建築士に関する工場」に改める。

第八十六条中「第十四条の二（工場に係る措置（建築士に関するものに限る。）及び建築物」を「第十四号の二（建築士に関する工場」に改める。